豊島区税制度調査検討会議報告にあたって

本日、豊島区税制度調査検討会議の池上岳彦会長より、平成16年 の施行後10年を迎ようとしております「豊島区狭小住戸集合住宅 税」に関する検討報告書をいただきました。

これは、昨年5月31日に、豊島区狭小住戸集合住宅税条例附則第3項に基づき、豊島区狭小住戸集合住宅税施行後における条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、同税がとるべき必要な措置について差し上げた諮問に対し、お答えをいただいたものであります。

豊島区が狭小な住宅に偏った住宅ストックバランスの是正を図るものとして創設した法定外普通税、「狭小住戸集合住宅税」は、当時、拡充されたばかりの課税自主権を行政課題の解決に利用しようと先鞭をつけたものでございます。全国で唯一の本税に対しましては、各方面から、いまだに強い関心が払われております。

報告書によりますと、本区は交通利便性等が高く、ワンルームマンション建築のニーズが高い状況にありながら、類似他区と比べワンルームの建築が抑制されており、この効果は本税の効果によるものであるとのことであります。

結論として「住宅施策の一環として、かつ課税自主権を発揮する独自の政策手段として、継続されるべきである。」との答申をいただきました。前回検討会議に引き続き、本税に高い評価をいただきまして、あらためて感謝を申し上げます。

頂戴いたしました報告につきましては、本税についての評価に止まらず、区の住宅都市施策に対する真摯なご指摘として厳粛に受け止め、現在改定作業中の都市計画マスタープラン及び住宅マスタープランを踏まえながら、今後の住宅都市政策を展開してまいります。

平成26年1月15日 豊島区長 高 野 之 夫